（驛遞局認可）

時事新報

第千五百二十號
明治二十年二月廿四日　木曜日
舊丁亥二月二日（庚、申）
日出午前六時三十九分　日入午後五時四十九分
月出午前七時零十九分　月入午後七時五十一分
滿潮午前六時五十一分　午後七時零八分
（西暦一千八百八十七年）

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

朝鮮國王退位の風說

井上角五郎

去る二十一日の時事新報に朝鮮國王ハ朝鮮國王たるの位を去りて支那帝國太守の職と奉じ度き旨の書を支那政府へ贈りたりとの說ありと橫濱の ジャパン メール より拔萃して記載せり此說は素より信を措き難きも亦據ところなきにあらず抑も朝鮮は貧小なり其君臣は惟一時の苟安を貪りて永久の利害に着目せず其人民ハ數十百年常に政府の爲に壓制せられて勉勵奮發の氣象なし此君民を以て方今の世界に獨立せるハ頗る困難なりと雖も其土地が日本支那及び露國に挾まり三國共に朝鮮の國勢に注意しゐれば支那は朝鮮を以て屬國と見做し其內治外交に干涉し露國は其北境を侵占せんとするの策を運らし屢々口實と設けて朝鮮に掛合ひ殊に一昨春英國が巨文島を占據せし以來はますく其策を實施せんとして勉めたるが如くなりしかども支那も露國も今日に至るまで尙素志と果すこと能はざるは朝鮮傍近の三國及び西洋諸國が共に朝鮮に注意するがためのミ其國勢の强盛なるがためにあらざるなり日本ハ夙に朝鮮と獨立國と見做して互に同等の條約を結び西洋各國亦之に倣ひしに支那は獨り之を肯んせず朝鮮の君臣をして尙屬國の禮を守らしめんとするより朝鮮にも或ハ之と喜ばぬ輩ありて終に明治十七年の十二月京城にて事大獨立兩黨の鬪爭を惹き起したり此時獨立黨は心中窃かに日本又ハ西洋各國に依賴せしみとあれども該黨が一敗地に塗るゝに及び之を顧る者なく且顧る筈もなけれと朝鮮政府は自然と事大黨の手に落ち自ら日本又は西洋各國と疎くなりゐるに其後支那ハ益々前志を守りて朝鮮の內治外交に干涉せり殊に英國が巨文島と占據せし時には支那ハ軍艦三隻を仁川に送り朝鮮官吏を載せて巨文島に赴き又日本より金玉均が攻め來るとの風聞ありし時にも軍艦四隻を仁川に送りたり其他露國が北境を侵占するなど事の細大を問はず苟も國交際上に異聞あれば其度ごとに必らず問情使と送り或は軍艦を派せざるはなし嘗て一時に八隻の艦隊を仁川の水に泛べたることあり支那が朝鮮に臨むの威力は斯の如くなる其上に小國の財政日に月に空乏に赴き每月官吏の月給すら正當に下げ渡し難き程の困窮を見掛けて支那政府より之に金を貸し以て大國の恩を施すハ每度の事なり斯る有樣なるが故に朝鮮の君臣は皆大國に心を傾け彼の在來の獨立黨と稱せらる人々までも支那に歸依せるに至れり朝鮮國にハ支那の恩威幷び行はるゝものと云ふ可し

右の如く海外各國が朝鮮に注意すること殊の外冷淡なるに支那ハ益々干涉して朝鮮は益々歸依しゐれば朝鮮在留の支那官吏袁世凱氏杯が支那朝鮮兩國政府の間に立て色々に工夫を運らし或ハ朝鮮國王を脅かし或は其黨派を煽動し且諸外國の事情と種々に僞はり告げて日本又は露國杯を疎外せしむる中にハ昨年十月頃袁世凱氏ハ朝鮮國王に奏して曰く支那ハ露國と申し合せ朝鮮を局外中立に置くべし就ては朝鮮は支那の一省たらざるべからずと然るに昨年十二月頃に及び更に風說あり曰く支那露國の兩國政府は約束して朝鮮と局外中立の土地と定めたりと此兩說共に袁世凱氏が朝鮮の君臣をして益々心服せしむるために唱へたるものにて素より無根なるらんなれども此兩說こそ更に今回の風說を生じたる所以なるべし蓋し朝鮮支那の交際は現今兩途に分れ其冊封聘禮に關する事件は支那にてハ禮部、朝鮮にてハ禮曹之れを掌どり共に勅諭を以てこれを處置し朝鮮にてハ領議政にても之に關知する能はず外衙門及び袁世凱氏杯ハ惟近時の貿易事務を處置するのみの役前なれば朝鮮國王が仮令へ退位を支那政府に告ぐるも速かに世人の之を聞知する道理もなくますく前說ハ無根なるを證するに足る可し其說既に無根なりとする以上は朝鮮國王が其內治外交ふ關して專はら支那に依賴するは兎も角も其君民の至情に於て朝鮮祖宗五百年の天下を漫に棄るまとはあかるべし故に我輩は斷して今回の風說は信を措き難きものとするも朝鮮今日の狀勢は其君臣を擧げて支那の命是と從ふの有樣なれば他年一日袁世凱氏杯の工夫ゐ戕せられて眞に此退位をなそとなるや計るべからず故に今回の風說仮令へ誤謬なるもこれ實に隣國の存滅に關係ゐるものなり讀者輕々に看過すべからざるなり

官報

○農工兩產並に諸株式　京都府下農產工產及株式取引所米商會所賣買出來高前三箇年間概算比較左の如し

米　十九年六十四万六千三百十石、十八年五十五万六千五百卅三石、十七年五十二万千八百九十一石（十九年の十八年より多きと八万九千七百七十七石十七年より多きと十二万四千四百十九石あり原由は天候平順と農民一般耕耘に勉勵せしとに因る）

麥　十九年二十一万千九百十三石、十八年十万八千九百三十石、十七年十六万五千七百七十一石（十九年の十八年より多きと十万二千九百八十三石、十七年より多きと四万六千百四十二石あり原由は天候平順の致す所とは雖も勸勉貯蓄の獎勵により作付を增加したるを主因とす即ち十九年作付段別の增加は十八年に比して千八百六十三町あり）

茶　十九年五十四万六千三百九十五貫目、此代價金六十四万千八百九十八圓、十八年四十一万二千九百十九貫目、此代價金五十三万七百六十圓、十七年四十七万七百四十九貫目、此代價金九十四万八千百五十六圓（十九年の十八年より多きと產額にて十三万三千四百七十六貫目、金額にて十一万千百三十八圓、十七年より多きと產額七万五千六百四十六貫目にして金額却りて三十万六千二百五十八圓を減ぜしは價格低落せしによる）

繭　十九年四万二千四百八石、十八年三万千八百二十四石、十七年二万四千百三十三石（十九年の十八年より多きと一万五百八十四石、十七年より多きと一万八千二百七十五石但し十九年は天候平順と蠶絲業組合の設立巡回教師の派遣集談會の開設等獎勵上怠らざりしにより當業者の氣勢自ら發達し一層斯業に勉勵せしによる）

製糸　十九年一万四千八百七十三貫目、十八年四千九百六十九貫目、十七年五千四百六十六貫目（十九年の十八年より多きと九千九百四貫目、十七年より多きと九千四百七貫目あり原由は大略繭の項に同じ）

織物　十九年三百九十七万七百七十九圓、十八年二百二万四千三百二十八圓、十七年四百二十五万四百十四圓（十九年の十八年より多きと百九十四万六千四百五十一圓にして十七年よりは二十八万九千六百三十五圓を減ぜり原由は惡疫流行のため販路を杜絶せしによる）

染物　十九年金百十六万六千七百八十二圓、十八年百十三万五千二百五十九圓、十七年金百三十五万千七百八十圓（十九年は十八年よりは三万千五百二十三圓を增し十七年より十八万四千圓餘を減ず但し十九年中最盛況ありしは友禪染、藍染、紅染等あり）

繡物　十九年二十三万千八百十六圓、十八年九万八千六百五十圓、十七年七万九百八十八圓（十九年の十八年より多きと十三万三千百六十六圓、十七年より多きと十六万八百二十七圓但し近年外國輸出益增加し十九年の如きは各地の注文相續きて起り爲に其需用に應ずるの餘地なかりし）

綵綴　十九年十二万九千七百八十圓、十八年十万二千七十圓、十七年十万八百五十九圓（十九年の十八年より多きと二万七千七百十圓、十七年より多きと二万八千九百二十一圓但し外國輸出は稍ゝ少なるも內國需要は益增加せり）

陶器　十九年十七万八千七百九十七圓、十八年十六万二千九百圓、十七年九万七千百十圓（十九年の十八年より多きと十一万五千八百九十七圓、十七年より多きと八万千六百八十七圓、殊に十九年より海外の販路發擴まれり其品種は花瓶、ランプ臺、珈琲器等あり）

銅器　十九年十一万六千五百九十圓、十八年八万千五百六十四圓、十七年八万八千二百十七圓（十九年の十八年より多きと二万八千三百七十三圓あり是亦陶器と同じく十九年より海外の需要を增せしに因る其品種は花瓶、ランプ臺等あり）

漆器　十九年三万三千九百十二圓、十八年七万圓、十七年七万圓（十九年の前兩年より減ずると三万六千八十八圓但し近年他國製造の安價なる品一般の需要に適するに因る）

扇子、團扇　十九年十万九千七百十三圓、十八年八万七千百九十圓、十七年七万二千百十七圓（十九年の十八年より多きと二万二千五百二十三圓、十七年より多きと二万七千五百九十六圓但し過半は外國向にして其製は繻子又は畫料に黑畫を描くものあり）

株式取引所賣買高　十九年株式一万八千四百三十二株、公債二千五百四十四万六千七百圓、十八年株式千八百三株、公債六百二十二万四千圓、十七年株式百二十三株、公債三十万八千七百圓（十九年の十八年より増すと株式一万六千六百二十九株、公債千九百二十二万二千七百圓、十七年より増すと株式一万八千三百九株、公債二千五百十三万八千圓あり原由は前年の減稅、商工業の振起、海軍公債の發行及郵船會社の株券賣買を始めし等に因る）

米商會所賣買　十九年二百十一万七千七百六十石、十八年九十五万七千百三十石、十七年六十六万千二百七十石（十九年の十八年より增すと百十六万六百三十石、十七年より增すと百四十四万千四百九十石あり原由は前年の減稅と近來稍信用を得しとに因る）

（本年二月二十三日官報）

○去月二十七日の時事新報官報欄內に掲載せる海軍省令第三號中第一條海軍志願兵徵募規則の下「及海軍艦內教授役警吏雇誌採用規則」の十六字を脫し第二條中「歸休」の二字は衍第三條中は其翌月より刑期滿限の前月までは其不在中は月割を以ての誤第八條但書中者の下「及再役したる者」の七字を脫す右本年二月二十二日の官報に據り正誤す

雜報

○浦戸港　（高知二月十七日發）同港の工事と縣民の輿論通り此度愈よ石築の事に決したり抑も同港の景況並に之が工事に付縣廳と縣民との間に數年引續たる紛議の始末を茲に略記せんに元來浦戸港は土佐全國咽喉の港にして物產の出入、旅客の往來概ね皆此港に因らざるはなし然るに近年港口次第に充塞し淺洲を生じ之が爲め運輸交通に障害を與ること實に尠なしとせず此儘にして打過ぎなば數年を出でずして船舶出入の途全く斷絶するや必せり縣下の有志者は痛く之と憂ひて該港浚渫の事を計畫し廣く同志の賛成を求めしは今より兩三年前の事なりしが縣知事は當時此擧を排斥し縣下高岡郡の須崎港こそ天然の良港なれば寧ろ港を須崎へ移すべしと主張したり高知市民は之を聞て非常に驚愕憤激し斯くては高知の繁昌を須崎に奪はれ數百年間土佐の中心たりし高知市街も一朝にして無人の鄕と變ずるやも計られず故に飽迄も浦戸港は浚渫を主張せざる可らずと益々之が計畫に盡力奔走したりしも當時縣知事は一方に於て新道の開鑿と計畫し居たりしが遂に浦戸港浚渫、新道開鑿の兩工事を連帶工事と見做して寄附金を募集し且一昨十八年臨時縣會を開いて右兩工事の是非を諮問せしに當時縣會は浦戸港の工事を石築の事に議決したり然るに縣知事は此議決を廢棄して粗朶工事に改めしより今日迄官民其持說を固執して動かず即ち昨十九年十二月の通常縣會は其中止前に滿場一致して縣知事を相手取り議員總代と東京へ派出して石築工事に改めんとを內務大臣へ建議し有志者も又縣知事を相手取りて總代を東京へ派遣したり次で本年本月上旬內務技師田邊、日下部の兩氏は當地に着し直ちに浦戸港へ出張して石築、粗朶兩工事の得失を檢查しゐりしが兩氏も亦縣知事の如く學術上の道理より粗朶工事を可としたるやに傳聞せり然れども有志者及縣會議員等ハ實際上の經驗より飽迄も石築工事を主張し學術論者と實際論者との間に數回の問答ありたる由にて其決末如何ありしやは通信者の報道に苦む所あるが兎も角も內務技師の二氏は去る十四日午前十時出港の川雲丸にて出立せんとして縣官等は之を見送り將さに乘船せんとする際何等の都合ありしにや縣知事は照會に因りて急に出發を見合せ夫れより二日を經て即ち昨十六日田邊本縣知事は縣民の輿論に從ふて浦戸港の工事を石築に改

むべき…
たり
浦戸港…
宗形ノ…
一金五万…
一金二万…
一金八千…
一金七千…
一金五百…
一金千二…
一金四千…
一金二千…
縣會は縣…
此諮問案…
を可決し…
圓五十六…
○秋田縣…
三十二名…
に事務所…
會員を主…
れ同業者…
なりとい…
○穀類害…
外二箇村…
（方言ク…
の方法を…
り昨年一…
合を以て…
及鼠害な…
して且蛇…
には穀倉…
し尤其間…
り得ざる…
米苞依然…
務省に報…
○電氣石…
したる岩…
なるもの…
入る〜時…
減ずると…
one)ハ如…
石より成…
して或人…
れ入川を…
合ひたる…
（代價一…
取て十分…
○講習生…
生十名を…
給廿一年…
し居る者…
との事な…
○刀劍の…
の實地を…
りの命に…
し同氏に…
十本の銀…
Time 3…
年月は何…